

XBRL による非財務情報開示の可能性

Possibility of Non-financial information disclosure in XBRL

浮田 泉*
Izumi UKITA

Abstract

Businesses must provide information that helps information users make decisions. Financial information is mainly disclosed as corporate information useful for decision-making.

EU law requires certain large companies to disclose information on the way they operate and manage social and environmental challenges. This helps investors, civil society organizations, and other stakeholders to evaluate the non-financial performance of large companies and encourages these companies to develop a responsible approach to business. The Non-Financial Reporting Directive (NFRD) lays down the rules on disclosure of non-financial and diversity information by certain large companies.

XBRL is an XML-based computer language which is standardized for creating, distributing, and utilizing the information for several styles of business reports such as financial, management, and investigation.

The use of XBRL for non-financial information is expected.

キーワード：XBRL 非財務情報 サステナビリティ報告

I はじめに

企業は、情報利用者の意思決定に役立つ情報を提供しなければならない。これは、かねてより議論されてきたことである。意思決定に役立つ企業情報としては、主として公式情報である財務情報が開示されており、それで充分であるという考え方もあった。しかし近年は、世界的に非財務情報の重要性が注目されてきている。海外においては、EUの非財務情報開示指令の発令やIFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会の設立に向けた動きなどがあり、開示の枠組みや開示基準などが議論されている。わが国においても金融審議会にディスクロージャーワーキング・グループが設置され、質の高い非財務情報を開示するため、指針の方向性が示されようとしてい

* 関西国際大学 経営学部

る。

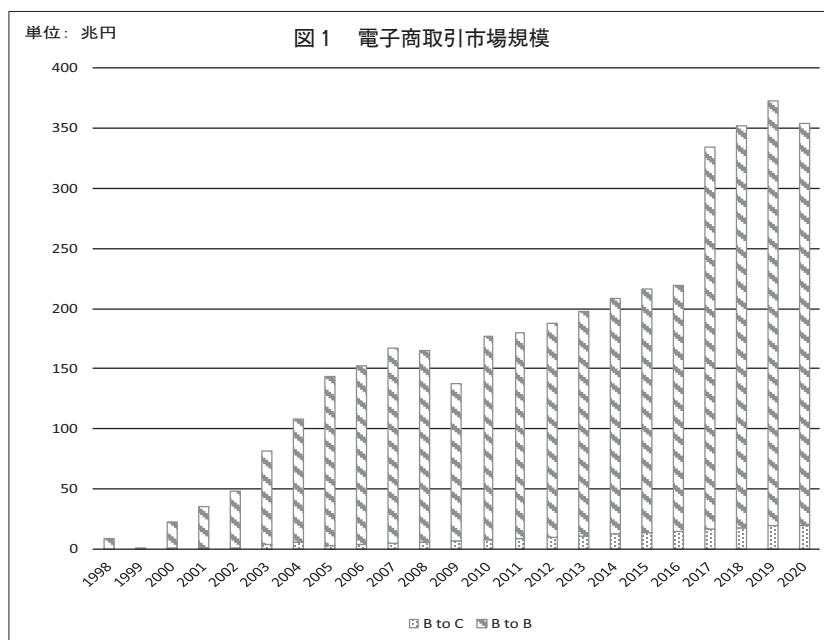
他方、事業報告用の言語として開発された XBRL は、情報の作成・流通・利用にメリットがあるものとして、ディスクロージャー、税務、企業の基幹業務など様々な分野での活用が進んでいるが、非財務情報に関しては財務情報ほど活用が進んでいないのが現状である。

本稿では、XBRL の発展過程や概要を確認し、非財務情報開示の動きについても触れた上で、非財務情報における XBRL 利用の見通しについて検討する。

II 情報環境の変化

1. 電子商取引の市場規模

1990年代にインターネットが急速に普及し、企業および消費者の電子商取引利用は拡大した。1998年から始まった経済産業省の「電子商取引実態調査」によると、B to C（消費者向け電子商取引）市場規模は、1998年の650億円から2020年には19.3兆円に、B to B（企業間電子商取引）市場規模は1998年の8.62兆円から2020年には334.9兆円に増加している。2020年の EC 化率^{注1}は B to C で8.08%、B to B で33.5%となっている。



出典：経済産業省 電子商取引実態調査結果にもとづいて筆者作成

また、企業ホームページを開設している企業は、中小企業では87.2%、大企業では95.7%となっている（2017年 総務省「通信利用動向調査」^{注2}）。ホームページの開設目的としては、商品紹介や会社案内とともに、定期的な情報の提供が挙げられ、多くの企業が財務情報の伝達手段としてホームページを利用していることがわかる。ホームページを利用することで、次のような利点があると考えられる。

- ① 郵送していたものをホームページに開示することで、情報の伝達コストを削減し、伝達速度を高めることができる。
- ② 従来は、企業から情報利用者への一方的な情報提供であったが、情報利用者との双方向のコミュニケーションが可能になる。
- ③ 情報開示の量や種類を拡大し、開示頻度を高めることができる。

このように、企業と情報利用者の双方にとって、ホームページを通じた財務情報提供は有効であるといえる。

2. 情報形態の多様化

財務情報に関する法律には、税法、会社法、金融商品取引法があり、各法律の目的を達成するために要求される財務情報の種類や形式も異なる。そして財務情報は、年度ごとに文書構造や計算式が変わる場合がある。また、企業や業種によって項目が異なることもある。同時期に提出するものであっても、企業は提出先にあわせて、複数種類や複数形式の情報の作成が求められることになる。さらに、情報の伝達手段として、従来のように印刷物だけではなく、上述のホームページなどのデジタル情報も必要になってきている。

Ⅲ XBRL の概要

1. XBRL 開発の経緯

情報環境の変化や情報形態の多様化に対応するためには、さまざまな目的に利用できる標準的な言語があればよい。そこで、1998年4月、米国の公認会計士(Charles Hoffman)が財務情報の電子的報告にXML言語を応用する調査を開始した。1999年1月、米国公認会計士協会(AICPA)のハイテク・タスクフォースによって引き継がれ、コード・ネームを「XFRML (eXtensible Financial Reporting Markup Language)」とする、拡張可能な財務報告用タグ付け言語の開発が進められた^{注3}。しかし2000年4月には、コード・ネームは「XBRL (eXtensible Business Reporting Language)」に変更された。その理由は、XFRMLは財務諸表を中心とする財務数値を記述対象とする記述言語として開発されていたからである。財務情報のみならず企業が開示する情報すべてを記述対象とすべきであるとの考えにより、コード・ネームが変更された。これは、後述の非財務情報を重視するジェンキンス報告書(1994年)に影響を受けている。

2. 特徴と効果

XBRLは、情報の作成・流通・利用が容易となるように、XMLを用いて標準化された財務報告・事業報告用のコンピュータ言語である。XMLは、プログラミング言語とは性質の異なるタグ付け言語(markup language)と呼ばれる種類のものである。各報告主体(企業、自治体、非営利団体等)の事業報告の内容に合わせて柔軟に対応するために、記載項目の名称変更や表示順序の変更、記載項目の追加といったXMLの特徴である継続的拡張が可能になるように設計されている。

拡張可能性には、次のようなメリットがある^{注4}。

- ① 財務諸表のような極めて複雑な構造のデータを記述することができる。

- ② データの二次利用が容易となり、利用者側の利便性が格段に向上する。
- ③ さまざまなデータ形式へと変換することが容易となる。
- ④ 他の様々な技術と組み合わせて機能強化を図ることができる。

XBRL を利用することで、企業はより効率的な財務情報の作成が可能になる。投資家やアナリストをはじめとする企業外部の情報利用者にとっては、各自が求める特定の分析スタイルで情報の加工ができ、効率的なデータ収集が可能になる。情報ベンダーは、顧客の要求に合わせた情報を作成して提供することが可能になる。いずれの場合にも共通していることは、人手の介入を減らすことでエラーの減少につながり、経費の削減が期待できるということである。減らすことのできた人手は、情報の分析や加工など、情報の価値を高めることに注力できるようになる。

3. XBRL の普及

XBRL の開発に携わった AICPA が XBRL International コンソーシアムの設立に深く関わり、国際会計基準審議会 (IASB) の母体である国際会計基準委員会 (IASCF) が支援を行ってきたことが、今日の XBRL の普及につながっているといわれている^{注5}。国際財務報告基準 (IFRS) の普及は EU 圏を中心として始まったが、英語・フランス語・ドイツ語・イタリア語といった複数の言語が使用されている EU 圏においては、各言語による表示を変換したり、IFRS を各国の開示規則に合わせたりする必要があった。このような言語変換機能や、必要な勘定科目や注記項目を拡張するなどといった機能を具備した XBRL を利用することで、IFRS の導入が容易になると考えられた。

IFRS のフレームワークの中に、財務諸表の主要な質的特徴として、理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性の4つが挙げられている。この中の比較可能性は、同一企業の各期の財務諸表の比較可能性だけでなく、企業間の比較可能性の意味も含んでいる。IFRS による財務諸表では企業間比較が可能であることが大前提であり、それを可能とする XBRL が EU 圏で支持されることになり、普及が早まったといえる^{注6}。

4. XBRL の基本的構造

4.1. 構成要素

XBRL の基本的な構成要素として、XBRL 仕様書 (XBRL Specification)、タクソノミ (Taxonomy)、インスタンス文書 (Instance document) がある。これらの構成要素については後述するが、基本的概念として、項目 (item: 数値項目 (numeric item)・非数値項目 (non-numeric item))、タプル (tuple)、事実 (fact)、概念 (concept)、ラベル (label)、コンテキスト (context) などがある。

例えばタプルとは、内訳項目を持つ複合的な記載科目である。項目やタプルは、概念が同じである限り、1つの項目またはタプルとして名前が付けられ、その上でラベルが定義される。たとえば、「現金及び預金」と「現金・預金」は同じ概念であるが、表記が異なるとコンピュータでは別のものとして認識される。そこで「CashAndDeposits」という要素名をつけて「現金及び預金」と「現金・預金」というラベルを定義することで、同じ概念の項目として認識される。同じ概念の項目を1つしか定義してはいけないという規則があり、その規則によって期間比較、企業間比較が可能になる。

4.2. XBRL 仕様書

XBRL 仕様書は、次項で取り上げるタクソノミを作成するためのもので、世界共通の標準規約である。国際組織である XBRL International から、2013年に XBRL 2.1 Specification (XBRL 2.1) が公開されている^{注7}。この XBRL 2.1に加えて、タクソノミ開発のガイドライン FRTA (Financial Reporting Taxonomies) とインスタンス文書のガイドライン FRIS (Financial Reporting Instance Standards) も公表されている。

4.3. タクソノミ

タクソノミは一種の辞書であり、これにより財務情報の企業間比較が可能になる。タクソノミは、電子的な勘定科目表である。実際に使われるすべての勘定科目が、財務諸表の形に分類・整理されて示されているもので、XML を使って記述したものが XBRL タクソノミである。たとえば財務諸表を会社計算規則に従って作成する場合と、財務諸表規則に従って作成する場合とではレイアウトが異なる。XBRL タクソノミは、勘定科目に関する情報を XML の書式に基づいて明示的に定義し、それらに対応する財務諸表別に1つにまとめたものである^{注8}。

XML は拡張可能性があるので、基本タクソノミで項目が不足する場合、拡張タクソノミを作成することができる。たとえば、EDINET の一般商工業用のタクソノミが基本タクソノミであり、建設業、造船業、銀行・通信業等、特殊な項目が必要な特定業種に必要な項目を登録したタクソノミが業種拡張タクソノミに該当する。業種固有ではなく自社固有の記載項目がある場合には、企業拡張タクソノミを作成し、その中に自社固有の記載項目を登録してからインスタンス文書を作成することとなる。

タクソノミは、タクソノミスキーマ (XML Schema) とリンクベース (XLink) という技術を使って、インスタンス文書の内容などを定義する。タクソノミスキーマでは、勘定科目や注意事項などの項目が定義され、この中でリンクベースへの参照が定義される^{注9}。リンクベースは、各項目間の関係や追加情報などを定義したもので、次の5つのリンク技術があり、それぞれの役割は表1に示すとおりである。

表1 リンク技術

定義リンク	勘定科目の階層構造
計算リンク	勘定科目の計算方法
表示リンク	勘定科目の配列順序
名称リンク	勘定科目の表示上のラベル
参照リンク	勘定科目の処理の根拠となる会計基準等の情報

出典：坂上 (2007), 109頁

4.4. インスタンス文書

インスタンスは、電子的な財務諸表である。インスタンスに記載される情報は、勘定科目が一定のルールに基づいて整形されているわけではなく、事実 (fact) の情報が登録されている。つまり、実際の財務諸表に記載されている金額や注記の文章が記述されている。インスタンス文書には、複数の報告期間の情報、複数の事業体の情報を登録することができる。登録される報告期間の違い、事業体の違いはコンテキストと呼ばれる要素で区別される。有価証券報告書の財務諸表は2期比較形式であるが、前期と当期の2つのコンテキストを定義することにより、1つのインスタンス文書に2期分の情報を登録できることになる。さらに、コンテキストにはシナリオや

セグメントを定義することができる。シナリオを利用することにより、実績・予算・修正・予想という情報を指定することができる。また、セグメントは有価証券報告書のセグメント情報開示に利用可能である^{注10}。

XBRLでは、タクソノミに記載項目が登録されていない限り、インスタンス文書に事実を登録することはできない。タクソノミという辞書を使って、インスタンス文書を作成することになる。米国SEC基準やIFRSに準拠して作成されるインスタンス文書は会計基準が異なることから、日本の会計基準用のタクソノミを拡張して使用することはできない。つまり、会計基準の異なるインスタンス文書の比較可能性を保証しているわけではない。

5. 機能の追加

計算リンクでは、各要素間の財務的な関係を記述することが可能であるが、各データの属性を記述するコンテキストが異なる場合や、複雑な条件判断を織り込んだルールには対応が難しいなどの制約がある。そこで、入力されたデータをもとに、あらかじめ定められたルールに則して結果を算出し、算出された結果が、あらかじめ設定されていた期待値に照らして、その評価になるかどうかを判断することができれば、修正を促すことができる。たとえば、売上高より経常利益が大きいという計算結果が出た場合には、エラーメッセージを返すということができる。これが、フォーミュラ機能である。

また、表示リンクや名称リンクでは、紙で配布されてきたようなレイアウトを作り出すのは難しい。すでにあるリンクの情報を活用しつつ、柔軟かつ簡易に読みやすいレイアウトを作成し、表示、印刷することができるのがレンダリングリンクベースである^{注11}。

これらのように、XBRLは機能を追加して拡張し続けている。

6. XBRL 導入の現状^{注12}

6.1. ディスクローチャー制度

XBRLが実用化されたのは、2003年の東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）が世界で最初であるといわれている。当初は、上場企業が決算短信サマリー情報、業績予想の修正、配当予想の修正等の決算情報をXBRL形式のデータで登録し、CSV形式に変換したデータが配信されていた。

2008年に金融庁の電子開示システム（EDINET）において、有価証券報告書等の財務諸表部分にXBRL形式が導入された。それによって、TDnetでもXBRL形式のデータが配信されるようになり、2013年以降、XBRL対象の範囲が拡大されるようになった。

6.2. 金融監督・税務分野

国税庁は、国税の電子申告・電子納税等が可能となる国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用を2004年より開始した。電子申告におけるXBRL採用は、世界でもオーストラリア、イギリスに次ぐ早さであるといわれている。インターネットを利用した地方税の申告や納税等手続きを可能とする「地方税ポータルシステム（eLTAX）」においても、電子申告の際に、申告書の添付資料としてXBRL形式の財務諸表の送付が可能になった。

日本銀行は、金融機関等から定期的に財務データの提出を受けている。財務データの授受をより効率的なものとするため、約500の金融機関との間で、XBRLを用いた月次のバランスシート・

データの授受を開始した（2006年）。XBRL データの生成に必要なツールは、日本銀行が開発して無償で配布し、ツールの操作自体も出来るだけ簡便なものになるよう工夫されている。金融機関が日本銀行にデータを送信する前にエラーを排除可能な仕組みになっており、報告精度の向上という形でのメリットが得られる。

6.3. 一般企業の基幹業務分野

仕入、販売、給与システムといった業務システムと会計システムが個別に開発、運用されてきた企業では、システム間のデータの受け渡しに人手が介在し、二重入力や不整合などの問題が発生していた。散在している各種業務システムと新規に構築した本社会計システムの連携に、XBRL 汎用仕訳システムを導入することで、業務システム群と会計システムの一体化と、会計・財務情報の統合管理を目的とした会計システムの再構築が可能になった。このように、急激な企業環境の変化に対応する経営体質改善を実現した導入例がある。

IV 非財務情報の開示を巡る動向

1. 拡張ビジネスレポーティング

1994年のジェンキンス報告書^{注13}で、伝統的な財務報告が開示要求を十分に満たしていないことが指摘され、「未来化の視点」、「非財務情報重視の視点」、「内部管理情報外部化の視点」から伝統的な財務報告を見直す視点が示され、開示内容の拡大化が模索されてきた^{注14}。ジェンキンス報告書の実現可能性を高めるため、2002年、AICPA はビジネスレポーティングの拡張モデル EBR (Enhanced Business Reporting) を公表した。「このモデルの目的は、企業情報の特性と透明性を改善することであり、それを可能にする技術基盤が XBRL であるとされる」¹⁾。EBR の基本コンセプトには、「企業の成功要因に関する非財務情報を積極的に開示すること」²⁾が含まれている。非財務情報として、表2に示す主要業績指標が挙げられている。

表2 非財務的主要業績指標

顧客の満足度	顧客による評価	市場占有率
製品欠陥率	従業員の訓練	従業員の満足度
保有している特許	研究開発投資	新製品パイプライン
取引単位別のコスト	産業ベンチマーク	顧客一人当たり売上高

出典：河崎（2007），7頁図表1-3より抜粋

2. 利用者指向の情報開示

「基礎的会計理論」（1966年）^{注15}を原点とする情報会計は、情報利用者の意思決定に対する役立ち（情報の有用性）を目的とする利用者指向的会計理論である。伝統的な制度会計が過去の取引を測定対象としているのに対し、情報会計は情報利用者の情報要求を充足するすべての経済活動を対象とし、多元的な手段を用いて測定する。制度会計の情報は、貨幣的情報である財務情報であり、過去情報である取引情報である。情報会計の情報は、それに加えて非財務情報（非貨幣的情報）、非計量情報が含まれ、時間的な観点からは、現在情報、将来情報といった環境情報も含むことになる^{注16}。

3. 近年の動向

上述のように、以前から非財務情報の重要性は認識されていたが、近年、無形資産投資や ESG 投資（環境，社会，ガバナンス）への関心の高まりから、非財務情報の重要性が強調されることになってきた。重要性が高まることで、信頼性や比較可能性といった情報の質の向上が求められている。

3.1. EU の動向

EUにおいて、2014年に非財務情報開示指令（NFRD：Nonfinancial Reporting Directive）が採択され、「従業員500人を超える大会社は、2018年より、少なくとも環境，社会，雇用，人権の尊重，汚職・贈収賄の防止等に関連する事項」³⁾に関する項目を、経営報告書（Management Report）の中で開示することが規定された。この中の一項目に、非財務重要業績評価指標（KPI）が含まれている。

そして欧州委員会は、「企業が NFRD に基づく開示をする際に、有益で比較可能な情報を開示できるように」⁴⁾、非財務情報ガイドライン（Non-Binding Guidelines）（2017年）を公表した。ただ、NFRD の開示要件は企業に裁量を委ねていることから、「①情報の信頼性・比較可能性が不十分である、②利用者が求める情報が開示されていない、③開示方法が様々なために開示されていても利用者が情報を見つけることが困難、といった課題が浮き彫りとなった」⁵⁾ことから、2019年に、NFRD の改正が提案され、方向性が示された。

3.2. IFRS 財団の動向

2020年、IFRS 財団（IFRS Foundation）は「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」を発表し、国際的なサステナビリティ基準を開発するためのサステナビリティ基準審議会（SSB: Sustainability Standard Board）を創設することについての意見募集を行った。「コメントでは、サステナビリティレポートの国際的な一貫性と比較可能性を向上させることが急務であること、また、IFRS 財団が基準設定者として対応を進めることを求める声が多かった」⁶⁾ことから、SSB 設立の最終案を作成し、2021年11月の国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）において、SSB 設置を発表する予定であるとしている。

3.3. ディスクロージャーワーキング・グループの動向

わが国においては、金融庁金融審議会にディスクロージャーワーキング・グループが設置されている。「企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる。」⁷⁾ 企業情報の開示がこのような役割を十分に果たしていくとの観点から、企業情報の開示の包括的な検討が行われている。

基本的な考え方として、財務情報と非財務情報の開示は、「投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業の建設的な対話を促進することにより、企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させる観点から重要である」⁸⁾としている。ここでは、非財務情報を「記述情報」と表記し、「企業の財務状況とその変化、事業の結果を理解するために必要な情報」⁹⁾であるとしている。「財務情報」は、金融商品取引法第193条の2「財務計算に関する書類」における情報を指し、それ以外の情報を「記述情報（非財務情報）」と捉えている。金融審議会（2018）によると、記述情報は次のような情報が提供できる。

- ① 投資家が経営者の視点から企業を理解するための情報を提供する。
- ② 財務情報全体を分析するための文脈を提供する。
- ③ 企業収益やキャッシュ・フローの性質やそれらを生み出す基盤についての情報を提供する。

このように将来の業績の確度を判断するなど、投資判断に必要と考えられる情報が提供できることから、有価証券報告書において、記述情報が適切に開示されることが重要であると考えられている。

2017年3月31日以後に終了する事業年度から、経営方針・経営戦略等（経営理念やビジネスモデル、経営計画など）を定めている場合や、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標（KPI）等がある場合には、有価証券報告書にその内容について記載することが求められている。また、経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題についても、その内容、対処方針等を具体的に記載することが求められている。

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（Management Discussion and Analysis）については、ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、経営者の視点による十分な分析・検討がなされていないという指摘があり、2018年1月、経営成績等に重要な影響を与えた要因についての経営者視点による認識及び分析、経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているかといった記載を求める内閣府令の改正が行われた^{注17}。

2003年3月期から導入されたリスク情報に関する開示制度は、「事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載」¹⁰⁾することが求められている。これに該当する事項として、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等が含まれている^{注18}。

V おわりに

近年、非財務情報の重要性が高まり、国内外の大企業を中心に非財務情報の開示に取り組んでいる。IFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会の設立の動き、EUの非財務情報開示指令の改正等、世界的な動向が変化している。非財務情報の開示の方向性が定まり、指針等が明確になれば、XBRLを活用することで、情報の収集が容易になり、ディスクロージャーワーキング・グループ報告で指摘されたように「投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく」提供することが可能になると考えられる。

前述のとおり、非財務情報をXBRL化するためには、タクソノミの開発が必要である^{注19}。TDnetは、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をXBRL化するなど、非財務情報のXBRL化も推進しているが、XBRL化した非財務情報を有効に使えるツールが十分ではないことも指摘されている^{注20}。非財務情報の開示指針により情報の質向上を図るとともに、適切なタクソノミが開発されることで、比較可能性が担保されることになる。それと同時に、情報利用者の意思決定に役立てるためには、そのデータを扱うツールの開発も重要である。

本稿では触れられなかったが、財務情報と非財務情報の両方を取り入れた統合レポートについてでも考える必要がある。現在、世界の動きが活発になっているので、状況を注視し、稿を改めて検討したい。

【注】

- 注1 経済産業省の「電子商取引実態調査」における EC 化率は、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する電子商取引市場規模の割合を指している。
- 注2 従業員数が100人から299人の企業を中小企業、従業員数300人以上の企業を大企業としている。
- 注3 坂上学「XBRL と会計ディスクロージャー」河崎照行編著『電子情報開示のフロンティア』中央経済社、105頁、2007
- 注4 同上書、107頁
- 注5 一般社団法人 XBRL Japan 「XBRL 誕生と発展史」
https://www.xbrl.or.jp/modules/pico1/index.php?content_id=11
- 注6 坂上(2011)、22-25頁、2011
- 注7 一般社団法人 XBRL Japan 「XBRL のテクノロジー」
https://www.xbrl.or.jp/modules/pico7/index.php?content_id=1
- 注8 坂上学「XBRL と会計ディスクロージャー」河崎照行編著『電子情報開示のフロンティア』中央経済社、107-110頁、2007
- 注9 同上書、110-111頁
- 注10 同上
- 注11 同上
- 注12 一般社団法人 XBRL Japan 「導入事例」
https://www.xbrl.or.jp/modules/pico5/index.php?content_id=25
- 注13 AICPA Special Committee on Financial Reporting, *Improving Business Reporting a customer focus*, American Institute of Certified Public Accountants, 1994
- 注14 河崎照行「会計ディスクロージャーの新機軸」河崎照行編著『電子情報開示のフロンティア』中央経済社、4-5頁、2007
- 注15 AAA Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, American Accounting Association, 1966
- 注16 河崎照行(1997)、11頁
- 注17 金融審議会(2018)、4頁
- 注18 金融審議会(2018)、6頁
- 注19 タクソノミについては、坂上(2011)に詳しいが、非財務情報のタクソノミ開発には課題も多い。
- 注20 坂上(2011)、12頁

【引用文献】

- 1) 河崎照行「会計ディスクロージャーの新機軸」河崎照行編著『電子情報開示のフロンティア』中央経済社、5頁、2007
- 2) 同上書、6頁
- 3) CSR デザイン環境投資顧問株式会社「非財務情報開示フレームワークの基準化・統合化の動き」3頁、
greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/news_report_210228.pdf
- 4) 同上
- 5) 同上
- 6) CSR デザイン環境投資顧問株式会社「非財務情報開示フレームワークの基準化・統合化の動き」12-13

XBRL による非財務情報開示の可能性

頁, greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/news_report_210228.pdf

- 7) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告「資本市場における好循環の実現に向けて」金融審議会, 1 頁, 2018 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628/01.pdf
- 8) 金融審議会 (2018), 2 頁
- 9) 同上
- 10) 金融審議会 (2018), 6 頁
- 11) 坂上 (2011), 5 頁
- 12) 同上

【参考文献】

- ・石綿勇著 坂上学監修『XBRL の実務』同友館, 2008
- ・河崎照行『情報会計システム論』中央経済社, 1997
- ・河崎照行編著『電子情報開示のフロンティア』中央経済社, 2007
- ・坂上学『新版 会計人のための XBRL 入門』同文館出版, 2011
- ・坂上学 白田佳子編 XBRL Japan 監修『XBRL による財務諸表作成マニュアル』日本経済新聞社, 2003
- ・坂上学「非財務情報開示における XBRL 導入の現状と課題－GRI と WICI の取り組みを題材として」, 2011
https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j014_material_4.pdf
- ・淵田康之『XBRL 入門 財務情報の新たなグローバルスタンダード』日本経済新聞社, 2003
- ・ブライアン・バージェロン著 河崎照行監訳『21世紀の財務報告 XBRL の本質』同文館出版, 2007
- ・Bryan Bergeron *ESSENTIALS of XBRL Financial Reporting in the 21st Century*, WILEY, 2003

